

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第二十号）

- 一 漁港漁場整備法の一部改正に伴い、次に掲げる規則について所要の整理を行うこととした。
  - 1 徳島県立自然公園条例施行規則
  - 2 徳島県自然環境保全条例施行規則
  - 3 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則
- 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一の一部については、令和六年四月一日から施行することとした。

● 職員の給与に関する条例別表第四の備考第四項第二号の機関を定める規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）

- 一 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県契約事務規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）

- 一 契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成できることとした。
- 二 契約の保証に係る保険証券等の寄託に代えて電磁的方法による措置を講ずることができることとした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。
- 四 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 五 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約（同日前に入札の公告等を行ったものを除く。）について適用することとした。

● 徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十四号）

- 一 徳島県税条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 地方税法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 地方税法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二から四までについては、公布の日から施行することとした。

● 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十五号）

- 一 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

一 第一看護学科の学科試験の一部を免除する対象に、徳島県立総合看護学校長が定める要件を満たす者を加えることとした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十七号）

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び介護保険法の一部改正による介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置の終了に伴う所要の整理を行うこととした。

二 介護福祉士等修学資金の返還の債務の免除に係る業務について所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

四 一及び二について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十八号）

一 身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 身体障害者手帳の交付の申請書に添付する医師の診断書等のうち、ぼうこう又は直腸の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見に係るものの様式を改めることとした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十九号）

一 みつばち転飼許可申請書及びみつばち転飼許可証の様式について所要の改正を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則の一部を改正する規則**（規則第三十号）

一 統計法の規定に基づく統計基準が定められたこと等に伴う所要の改正を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則**（規則第三十一号）

一 遊漁船業の適正化に関する法律等の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第三十二号）

一 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校への入学の許可を受けた者に係る保証人に関する要件を緩和することとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則**（規則第三十三号）

一 請負代金法定福利費内訳書の提出期限を契約締結の日から十四日以内とすることとした。

二 契約の保証に係る保険証券等の寄託に代えて電磁的方法による措置を講ずることができることとした。

三 契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成できることとした。

四 その他所要の整理を行うこととした。

五 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

六 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約（同日前に入札の公告等を行ったものを除く。）について適用することとした。

● **建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十四号）**

一 建築副主事を設置できることとなったことに伴う所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県規則の読点の表記に関する規則（規則第三十五号）**

一 徳島県規則において読点として表記する「、」は、「、」とみなすこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）**

一 指定公金事務取扱者制度の創設に伴う所要の改正を行うこととした。

二 口座振替の方法による歳入の納付の申込み等の手続について、電磁的方法により行うことができることとした。

三 指定金融機関及び指定代理金融機関による公金に係る事務の取扱いについて、災害時等の特例を定めることとした。

四 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び徳島県特別会計設置条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

五 その他所要の整理を行うこととした。

六 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

七 一について、所要の経過措置を講ずることとした。